

クマノ クリエイティブ パレット
Kumano Creative Palette運営規約

(名 称)

第1条 この団体は、Kumano Creative Palette (以下、「KCP」) という。

(事務局)

第2条 KCPの事務局を、広島県安芸郡熊野町中溝5-17-1 一般財団法人筆の里振興事業団(以下、「事業団」という)に置く。

(目 的)

第3条 地域住民が多彩な創作活動並びにまちのにぎわいや活力づくりに参画するとともに、参加者相互の分野を超えた緩やかなネットワークづくりの推進及び公開を通じて、文化・芸術のまちづくりに資することを目的とする。

(事 業)

第4条 KCPは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 筆の里創造の丘公苑(仮称)(以下「公苑施設」という)開設後の事業計画に関する提言並びに運営参画及びフォロー

(2) 美術工芸、芸術、伝統芸能、生活文化、その他の創作活動に関心を持つ者のネットワークづくり及び情報公開

(3) その他、第3条の目的を遂行する上で必要と認められる事業

(会 員)

第5条 KCPの会員は、各号に定める個人若しくは団体とする。

(1) Palette Members 第3条に掲げる目的に賛同する者

(2) Creation Members 第3条に掲げる目的に賛同する者のうち、特に美術工芸、芸術、伝統文化、生活文化、その他創作活動を主体とする者

(会員登録)

第6条 会員登録を希望する者は、別に定める要項により登録しなければならない。

(幹 事)

第7条 KCPに次の幹事を置くものとする。

(1) チーフディレクター 1人以上

(2) ディレクター 若干名

2 チーフディレクター及びディレクターは、定例会において選任し任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、後任が選任されていない場合には、任期満了後最初の定例会が終結するまで任期を延長する。

(職 務)

第8条 チーフディレクターは、KCPを代表する。

2 ディレクターは、チーフディレクターを補佐するとともに、第4条に掲げる業務執行に参画する。

(会 議)

第9条 KCPの会議は定例会、幹事会及びワークショップとする。

2 定例会は、原則として年4回(四半期ごと)程度、幹事会及びワークショップは適宜開催する。

3 この規約は、定例会の承認により事業団が制改定する。

(支援機関)

第10条 KCPの進捗により必要が生じた場合には、各号に定めるアドバイザー若しくは作家やコーディネーター等を設置することができる。

(1) 起業支援

(2) デザイン支援

(3) IT関連

(4) 美術工芸、芸術、伝統・生活文化等の創作活動作家

(5) その他専門知識を有する者

附 則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。